

余市町都市再生協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。）第117条第1項の規定に基づき、余市町都市再生協議会（以下「協議会」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 余市町立地適正化計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 余市町立地適正化計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2の規定に基づき策定された余市町都市計画マスタープランの変更に関すること。
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要なこと。

(委員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 都市計画に関し知見を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 一般公募による者
- (5) その他町長が必要と認める者

(役員)

第4条 協議会に、会長及び副会長を各1人置く。

- 2 会長は、委員の互選とし、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の決議の方法は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、

会長の決するところによる。

- 4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 5 協議会は、委員の他に関係行政機関から専門知識を有する者に、オブザーバーとして会議への出席及び助言を求めることができる。
- 6 協議会は、前項以外で必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第7条 委員は、協議会で協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第8条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月18日から施行する。